# 沖縄県 喀痰吸引等研修 指導看護師 <sup>現場演習</sup> の手引き



沖縄県喀痰吸引等研修推進事業

### はじめに

喀痰吸引等の「医療的ケア」は、「医療行為」です。本来は医師や看護師といった医療従事者しかできない行為ですが、法改正により、医師の指示により介護職員等にもできるよう、研修(喀痰吸引等研修等)が行われています。

「医療的ケア(特定行為)」を行うために、喀痰吸引等研修で実地研修等の指導を担う看護師の方の役割は大変重要です。

この手引きでは、喀痰吸引等研修で指導看護師をされる方に、研修において必要な準備や判 定基準などを説明しています。ご参考になりましたら幸いです。

また、必要に応じて、厚生労働省の法令や省令なども参考にしてください。

- 必要書類や書式は変更される場合があります。必ず、最新のものを県のHP からダウンロードするなど、確認してください。
- 関係法令など

#### 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(法律第72号)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/02\_hourei\_02.html

#### 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚労省省令第49号)

https://www.mhlw.go.jp/web/t\_doc?datald=82023000

■ 書式などのダウンロード

沖縄県HP「介護職員等によるたん吸引等の制度について」

沖縄県 喀痰吸引等

O,

https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007891/1026792/1006837.html 沖縄県HPトップページ>子育て・福祉・教育>一般福祉>社会福祉>介護職員等による喀痰吸引等の制度

#### 一般社団法人Kukuru

沖縄 Kukuru

(**0**,

https://kukuruokinawa.com/

# 1

### 知っておこう 喀痰吸引等制度

- 1-1 介護職員等ができる医療行為の範囲
- 1-2 第1・2号研修と、第3号研修の違い
- 1-3 重要 指導者養成研修の種別は合致していますか?

#### ---- いざ 研修!

# 2

#### 第1・2号研修の実地研修 (不特定の者対象)

- = 実地研修を始める前に =
  - 2-1 研修の流れ
  - 2-2 基本研修と実地研修
  - 2-3 実地研修の前に行うこと
  - 2-4 評価票を作ろう
  - 2-5 研修指示書を確認しよう
    - 現状報告フォームを活用しよう
  - 2-6 研修計画書を作ろう
    - ■重要 沖縄県の演習と実地研修の 研修方法について
- = 実地研修 =
  - 2-7 実地研修を評価する
    - ■評価判定について確認しよう
  - 2-8 評価した報告書を作成する
  - 2-9 行為を追加したい時は?
    - おさらい~指導看護師がすること

# **3** 第

#### 第3号研修の実地研修 (特定の者対象)

- = 現場演習・実地研修を始める前に =
  - 3-1 研修の流れ
  - 3-2 シミュレーター演習と

現場演習・実地研修

- 3-3 現場演習・実地研修の前に行うこと
- 3-4 評価票を作ろう
- 3-5 研修指示書を確認しよう
  - 現状報告フォームを活用しよう
- 3-6 研修計画書を作ろう
- = 現場演習 =
  - 3-7 現場演習の前に準備しておくこと
  - 3-8 現場演習を評価する
    - ■評価判定について確認しよう
- = 実地研修 =
  - 3-9 現場演習を評価する
    - ■評価判定について確認しよう
  - 3-10 評価した報告書を作成する
  - 3-11 行為や対象者を追加したい時は?
    - おさらい~指導看護師がすること



### 運用時に看護師が留意すること

介護職員等が特定行為を実施する際の注意点

- 4-1 介護医師の指示書の運用方法
- 4-2 医師の指示書の期限が切れていないか確認しよう
- 4-3 「研修」と「運用」で書類はどうちがう?~医師の指示書を例に~
- 4-4 介護職員等が持っている資格(誰に何ができるのか)は、こまめに確認しよう
- 4-5 介護職員等が実施の記録をしているか確認しよう

### 知っておこう 喀痰吸引等制度

### 1-1 介護職員等ができる医療行為の範囲

特定行為	種類(5行為)
たんの吸引	<ul> <li>口腔内吸引</li> <li>鼻腔内吸引</li> <li>鼻腔内吸引</li> <li>気管カニューレ内部</li> <li>一個頭手前まで 非侵襲的(口鼻マスク式)人工呼吸器装着者の 口腔内・鼻腔内吸引を含む</li> <li>侵襲的(気管切開)人工呼吸器装着者 の気管カニューレ内吸引を含む</li> </ul>
経管栄養	<ul><li> 胃ろう または 腸ろうによる経管栄養 (滴下・半固形)</li><li> 経鼻経管栄養 (滴下・半固形)</li><li></li></ul>

### 1-2 第1・2号研修と、第3号研修の違い

研修課程は、習得する特定行為と対象者に応じて、3つの課程に分けられています。

研修課程	医療的ケアの 対象者	認定する特定行為 (実施できる行為)	どのような場合を 想定しているか		
第1号研修	不特定の者	全ての行為(5行為)	老人保健施設、特別養護老人ホームなど、下等特別を対象を		
第2号研修	7 NO LEOPE	1行為以上、4行為以下	多数の対象者へ医療的ケアを実施する事ができる		
第3号研修	特定の者	特定の対象者の、必要な行為	難病、障害など在宅生活をしている、特定の方へ実施する事ができる。 (一人一人実施方法が異なるケースなど)		

第2号研修・第3号研修を修了した方が、今特定行為を行っている対象者に別の特定行為が必要になったり、第3号研修を修了した方が、新たに別の方を担当することになったら、**追加研修**を受けることで、行為や対象者を増やすことが可能です。

## 1-3 **重要** 指導者養成研修の種別は 合致していますか?

第1・2号研修の指導看護師資格で、第3号研修の指導看護師になることはできません。同様に、第3号研修の指導看護師資格で、第1・2号研修の指導看護師になることはできません。

これから喀痰吸引等研修を受講しようとする方が、どの課程を受講しようとしているか、また自分がどの課程の指導看護師資格を持っているか、しっかり確認しましょう。

資格と受講課程が合致していない場合は、実地研修が始まるまでに指導者養成研修を受講してください。指導者養成研修は登録研修機関で開催しています。

#### ■ 第1・2号研修 指導者養成研修プログラム 「医療的ケア教員講習会」と同じです

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身につける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識 を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価 方法を身に付ける。	3
	合計	7

#### ■ 第3号研修 指導者養成研修プログラム(例) 特に規定はなく、研修内容は各登録研修機関に任されています。

講義内容	時間数
<ul><li>・介護職員等による喀痰吸引等の制度概要について</li><li>・介護職員による喀痰吸引等の研修カリキュラムについて</li><li>・実地研修における評価方法及び書類提出方法について</li><li>・介護職員等の研修後の実際の運用方法について</li><li>・質疑応答</li></ul>	120分

沖縄県主催の研修の場合は 研修プログラム修了後、**アンケートに回答** 

### 第1・2号研修 (不特定の者対象) の実地研修

#### = 実地研修を始める前に =



### 第1・2号研修受講を検討する時に 知っておいてほしいこと

- ◆ 老人保健施設、特別養護老人ホームなど、対象となる方が多数おられる事 業所等で働く方に適しています。
- ◆ 医療的ケアが必要な対象者が複数人いないと、実地研修はかなりの時間が かかります。(対象者への負担も大)
- ◆ 追加研修を受けることで、行為の追加をすることが可能です。その場合は、 実地研修のみの受講で修了できます。 $\rightarrow 2-9$

### 2-1 研修の流れ

第1・2号研修の受講者(介護職員等)は、まず、講義・知識を確認する筆 記試験・基本演習を受講します。これらを「基本研修」と言います。

その後、実地研修に入っていきます。実地研修では、実際に対象者に対して 医療的ケアを、講師(指導看護師)の指導の下で行います。

### 共通課程 (基本研修)

#### 講義 50時間

#### 筆記試験

#### 基本演習 5項目

- ・口腔内吸引
- ・鼻腔内吸引
- ・気管カニューレ内吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養
- · 経鼻経管栄養



#### 新制度の介護福祉士や 実務者研修受講者は 基本研修は免除

講義については、介護福祉士養成校 (新カリキュラム) 又は介護福祉士実 務者研修での、「医療的ケア50時間 (基本研修)」と同じ内容です。



実地研修	実地研修									
5 行為 実施	第1号									
1~4行為 実施	第2号									



### 実地研修だけの受講でも、 登録研修機関に申し込み が必要です。

基本研修(講義+演習)、または医 療的ケア50時間課程を修了している 方で、実地研修だけが必要という方 は、必ず登録研修機関に研修の申し 込みを行って、指示に従ってくださ い。

### 2-2 基本研修と実地研修

#### 基本演習

登録研修機関が用意する研修会場で実施 します。

研修会場で、演習講師(指導看護師)の 指導の下、シミュレーターを用いて訓練 します。

各行為5回以上、評価表において一連の流れに問題ないと判断されるまで実施します。

併せて、救急蘇生法も実施します。

シミュレーターを用いての基本演習の様子



## 共通課程 (基本研修) 講義 50時間 基本演習 5項目 ・口腔内吸引 ・鼻腔内吸引 ・気管カニューレ内吸引 ・気管カニューレ内吸引 ・気管カニューレ内吸引 ・気管カニューレ内吸引 ・限済をでよる。経管栄養 ・経鼻経管栄養

第1号 **5行為実施** 第2号 **1~4行為実施** 

実地研修

登録研修機関(研修会場)で実施

事業所 または 対象者自宅で実施

### 実地研修

実地研修は、対象者のご自宅や、対象者が おられる施設等で、指導看護師の監督の下、 行われます。

各行為ごとに沖縄県が定めた回数を、評価表において一連の流れに問題ないと判断されるまで実施します。

### 2-3 実地研修の前に行うこと



#### 実地研修だけの受講でも、登録研修機関に 申し込みが必要です。

基本研修(講義+演習)、または医療的ケア50時間 課程を修了している方で、実地研修だけが必要とい う方は、必ず登録研修機関に研修の申し込みを行っ て、指示に従ってください。

### まず、必要な書類と、流れを確認しよう!

指導看護師が、**評価票**を対象者ごとの 手技手順を反映して作成する 指導看護師として、必要な書類の内容 をチェック (指示書・計画書など) 事業所が、実地研修開始に必要な 書類を整え、登録研修機関に提出 登録研修機関から、実地研修開始のお 知らせを受ける 実地研修を行い、評価する 報告書(登録研修機関向け、指示書の 医師向け)を作成する

実地研修は、登録研修機関から、開始の許可が出てからスタートしてください。

実地研修開始に必要な各書類は、参考書式 を登録研修機関が用意しているかと思います。 わからない時は、受講する登録研修機関に尋 ねましょう。



同意書や指示書に「研修」の文字が入っているでしょうか? 研修用の同意書や指示書になっているか、確認しましょう。

### 実地研修の開始に必要な書類

- □対象者の研修同意書
- □医師からの研修指示書 ⇒ 2-5
- □実地研修計画書 ⇒ 2–6

□評価票 (実地研修を行う行為毎に ⇒ 2-4 必要)

実地研修を行うために必要な書類があります。事業所の担当者から受け取り、書類が 揃っているか確認してください。

また、指示内容などに間違いがないか、確認をしましょう。

次ページから、指導看護師が関与する各書 類の準備のポイントやひな型・記入例などを 紹介しています。



- ✓ それぞれの書類の日付、期間
- ✓ 同意書や指示書が「研修」用のものに なっているか?
- √ 指示書の宛先が、指導看護師 宛になっているか?



「研修時」と「運用時」で必要な書類の種類が異なります。4-3 も併せてご覧ください。

### 2-4 評価票を作ろう

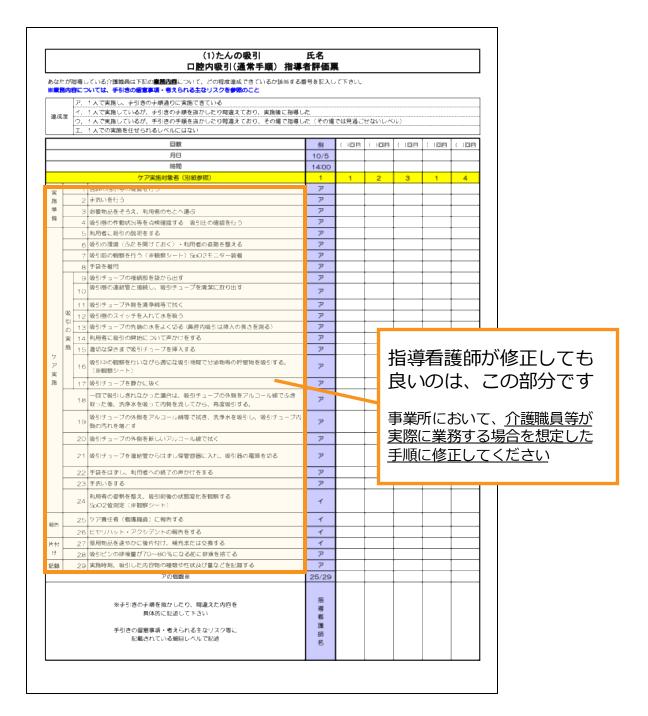
受講者が、手順通りに行えたどうかをチェックする「評価票」は、指導看護師が作成します。評価票は、<u>介護職員等が実際に業務する場合を想定した</u>手順を反映して、項目を作成しましょう。

第1・2号研修の場合は、その受講者の取得しようとしている**特定行為ごとに評価票が必要**になります。



下記の行為は「別課程」と言い、別途**基本演習が必要**なため、修了していることを必ず確認してください。

- 非侵襲的(口鼻マスク)人工呼吸器装着者への、口腔内・鼻腔内吸引
- 侵襲的(気管切開)人工呼吸器装着者への、気管カニューレ内吸引
- 半固形の経管栄養



### 2-5 研修指示書を確認しよう



- → 指示期間は十分にとられていますか?
  - ✓ 指示書は、「研修」用のものになっていますか?
  - √ 指示書の宛先が、指導看護師 宛になっていますか?

#### 参考) 医師の 研修指示書 記入例

このフォームと記入例は沖縄県HPからダウンロードできます



#### 2-4 研修指示書を確認しよう



### **研修指示書の依頼には** 現状報告フォームを活用しよう!

<u>医師に指示書を依頼する場合、「現状報告フォーム」を提出する</u>ことで、医師が実際のケア内容を把握でき、指示書作成がスムーズになります。

- ◆ 現状報告フォームは、対象者のことをよく知っている看護職員が記入してく ださい(指導看護師以外の方でも可)
- ◆ 記入した現状報告フォームを、指示書依頼と一緒に医師に提出しましょう。

#### 参考) 医師への 現状報告フォーム

このフォームは沖縄県HPからダウンロードできます

このフォームは、対象者をよく知る看 護職員が記入し、指示書依頼と一緒に、 医師に提出しましょう

						ᅜᄞ	りしが	щυ	ましょう	,	
	- 痰吸引等			医師が参考にする がある場合、介語			ごきない	場合が	があります。		
										1	
		介護職	員等喀痰	吸引等に関す	る 現状報告	•					
					1 .		•	月			
		習(業務) 開始	治予定日 		年		月	-	∃~		
事業者	名	事業者名称		# <del>F</del> P P	nn ± n7	- TF	<i>/</i>	_			
対 氏	名			生年月日	明・大・昭	• #	年	月 (	日 歳)		
象	所			•		5-T /	,				
				自味中の味点		電話( : 土 –			actor of the same		
実施行為	種別			<ul><li>鼻腔内の喀疹</li><li>腸ろうによる</li></ul>				かい格	<b>淡蚬5Ι</b>		
				具体的なケア内容							
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三【 の吸引・ は のの の	】kpa 記引チューブ シーブ【 ン内吸引チュー IIの内容、投与II OOmI×O回	【 Fr】 挿 ーブ 【 時間、投与』	サイズ・挿入の長さ 挿入の長さ【 入の長さ【 Fr】挿入の: L、注意事項等を 】 ・〇時・〇時) 】	【見える範囲】 cm】 長さ【 ·含む)	cm]					
		. 経鼻胃管 . 胃ろう・腸ろう	カテーテル	種類:ボタン	_Fr 、 固定の 型・チューブ型、 Fr、c		cm				
(参考)		. 吸引器									
使用医療機器	等 4	. 人工呼吸器		機種:				POIN			
	5	.気管カニューし	ノ(実測値)	サイズ:外行	圣mm、長	さ <u>m</u> n	1				さは、入口が と利用者ごの
	6	. その他							して記入		
上記のとおり、幸 治医 殿	日告いたし	<b>ンます</b> 。		令和 所属機関名 住所	年月	l B					
				電話							
				報告看護師!	<b>千</b> 夕						

## 2-6 研修計画書を作ろう

下の研修計画書は一例です。各事業所で普段使っているものがあれば、 それを「**研修**」用に変更して使ってかまいません。

この書式・記入例は、沖縄県HPからダウンロードできます

研修計画書は、介護職員等と 協働で作成します

#### 書き方

#### 喀痰吸引等研修(現場演習及び実地研修)計画書

作成者氏名	1	作	成	日	

		ш				Þ	<b># 年 日 日</b>
		氏				名	生年月日
	対	要:	介護	[認]	定状	況	要支援(12) 要介護(12345)
	匆象	障	害	程度	と 区 さんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅうしゃ かんしょう かんしょう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し	分	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6
	者	障		害		名	認知症による嚥下機能障害
基本	μ	住				所	沖縄県〇〇市〇〇〇
情	事	事	業	所	名	称	〇〇〇事業所
報	業	受	講	者	氏	名	○○ ○○←当事業所の介護職員で当該研修を受講する者
	所	事	業所	責任	者氏	名	00 00
	指	導	看該	蒦 師	i 氏	名	00 00
	担	当	医	師	氏	名	00 00

				<del></del>	
	計	画	期	間	年 月 日 ~ 年 月 日 ↑研修終了期日までの日付
	目			標	利用者に必要な特定行為を含んだ内容を記載
	実	施	行	為	実施頻度/留意点
	口腔	҈内の喀	§痰吸	<del>]</del>	
研修実	鼻腔	2内の喀	§痰吸	<del>3</del> 1	看護師しか書けない部分
施計画		カニュ・ 「痰吸引		部	
		う又は 管栄養		こよ	
	経鼻	.経管常	绘養		
	実地	也研修·	修了一	予定	年 月 頃←研修終了期日(要綱参照)までの日付

#### 第1・2号研修



### 重要 沖縄県の演習と実地研修の研修方法について

令和3年3月沖縄県福祉政策課からの通知(第1・2号研修部分を抜粋)

2021.3

#### 沖縄県喀痰吸引等研修 演習&実地研修について

1. 胃ろう又は腸ろうの研修方法について

#### 【第1-2号】※評価判定については、要綱に定められた通り

#### 滴下のみの場合

- 〇演習 · · · · · · 滴下 5 回以上
- 〇実地研修…滴下 20 回以上

(滴下のみの認定証を取得した者が、行為の追加で半固形を取得する場合、半固形の 演習(5回以上)・実地研修(10回以上)を受講する。)

#### 半固形のみの場合

- ※滴下は基本なので、半固形のみの場合でも、演習は滴下も実施する。
- 〇演習 · · · · · · 滴下 5 回以上、半固形 5 回以上
- 〇実地研修…半固形 20 回以上

(半固形のみの認定証を取得した者が、行為の追加で滴下を取得する場合、滴下の実地研修(10回以上)を受講する。)

#### 滴下・半固形の場合

- 〇演習……滴下5回以上、半固形5回以上
- 〇実地研修…滴下 10 回以上、半固形 10 回以上

#### 2. 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引等研修方法について

喀痰吸引の(人工呼吸器装着者を含む)場合は、<u>通常手順に加え、</u>別途、人工呼吸器装着者の場合について省令別表に示された回数以上実施する。

#### 【第1・2号】※評価判定については、要綱に定められた通り

#### 口腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)の場合

- 〇演習……通常手順5回以上、人工呼吸器装着者5回以上(通常手順終了後)
- 〇実地研修…通常手順 10 回以上、人工呼吸器装着者 10 回以上(通常手順終了後)

#### 鼻腔内の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)の場合

- 〇演習・・・・・・通常手順5回以上、人工呼吸器装着者5回以上(通常手順終了後)
- 〇実地研修…通常手順 20 回以上、人工呼吸器装着者 20 回以上(通常手順終了後)

#### 気管カニューレ内部の喀痰吸引(人工呼吸器装着者)の場合

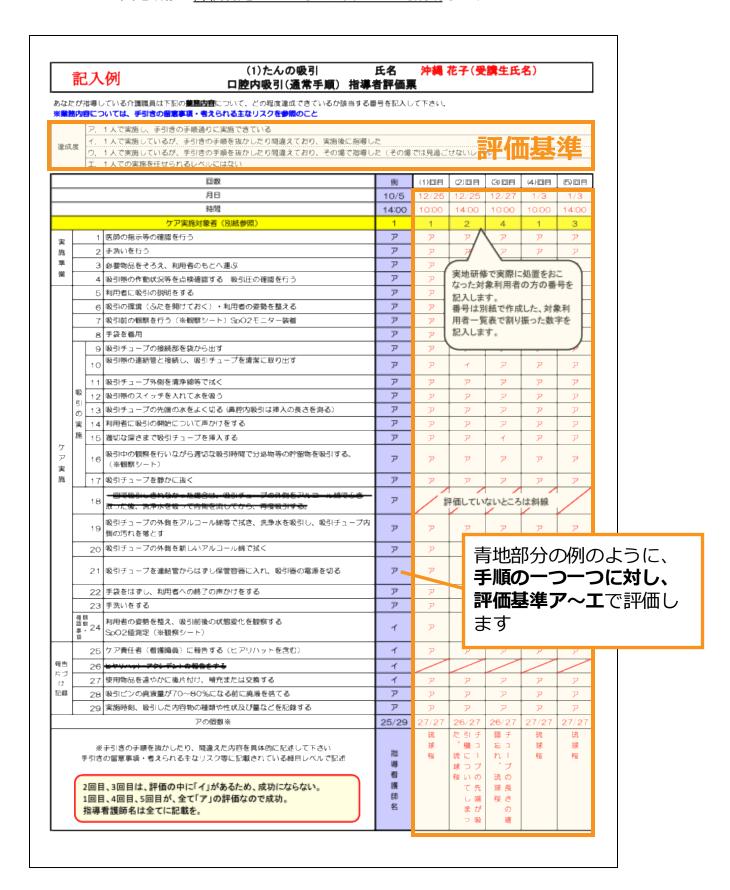
- 〇演習……通常手順5回以上、人工呼吸器装着者5回以上(通常手順終了後)
- 〇実地研修···通常手順 20 回以上、人工呼吸器装着者 20 回以上(通常手順終了後)

(通常手順のみの認定証を取得した者が、行為の追加で人工呼吸器装着者を取得する場合、人工呼吸器装着者の演習後、実地研修を受講する。)

#### = 実地研修 =

### 2-7 実地研修を評価する

作成した評価票を用いて、実地研修の評価を行います。 実地研修の評価判定については、次ページで説明します。



#### 2-7 実地研修を評価する



厚労省 H24社援発0330第43号 喀痰吸引等研修実施要綱 別添 2 等を参考にまとめ

#### 実地研修の実施と評価判定

- (1) 各事業所にて実施。
- (2) 各事業所に在籍している実地研修指導看護師の下、実地研修協力者の協力に基づき技術の確認を行う。
- (3) 実地研修指導講師の下、評価票を用いた評価を受ける。

評価方法は以下

- ・ 評価票の項目が全て「ア」で成功とみなす。
- 規定の回数を行なった上で、累積成功率が70%以上に達し、最終連続3回を成功していれば終了。累積成功率が70%未満の場合、もしくは最終3回連続成功していない場合は、累積成功率が70%以上、最終連続3回を成功するまで続ける。
  - ※累積成功率=成功回数÷総回数×100

#### 評価判定の例

たんの吸引口腔内(10回以上)の場合

累積成功率	最終3回	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	修了 認定
70.0%	全て成功	Aさん	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0					合格
90.0%	不成功有り	Bさん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×					不合格
60.0%	全て成功	Cさん	0	0	0	×	×	×	×	0	0	0					不合格
71.4%	全て成功	Dさん	0	0	0	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	合格

表中の「○」印は、評価票の全ての項目について、講師の評価結果が「『介護職員による喀痰吸引及び経管栄養のケア実施の手引き』」の手順どおりに実施できている」と認められたことを意味する

### 2-8 評価した報告書を作成する

受講生が、合格まで達成したら、評価票に記入した評価を報告書にまとめてください。

#### 登録研修機関への研修終了の報告

評価の報告書の他、必要書類を登録研修機関に提出し、実地研修が終了したことを報告します。



登録研修機関によって、提出書類が異なります。登録研修機関からの案内をよく確認してください。

#### 指示書をもらった医師への研修終了の報告

決まった書式はありません。訪問看護報告書などを活用する等、各事業所 で任意の方法で行ってください。



研修修了者や事業所に促すこと



#### 研修を修了したら、沖縄県に「認定証」の交付申請が必要です 認定証がないと、特定行為を対象者に提供することはできません。

登録研修機関から修了証を受け取ったら、沖縄県に「認定証」の交付を申請するよう、研修修了者に促しましょう。



特定行為を対象者に提供する前に、事業所の登録が必要です登録特定行為事業者登録申請はしましたか?

### 2-9 特定行為の追加、対象者の追加をしたい時は?

対象者の病状の変化で必要な特定行為が増えた、あるいは第3号研修修了者が別の対象者も担当することになった、といった時には、追加研修を行うことになります。



**追加研修を実施したい時も、必ず登録研修機関に申し込みを行ってください。**事業所等が任意に追加研修を行うことはできません。登録特定行為事業者であっても、任意に追加研修を行うことはできません。

研修を自事業所で行うには、登録研修機関となるための申請が必要です。

### 第2号研修 特定行為を追加する場合

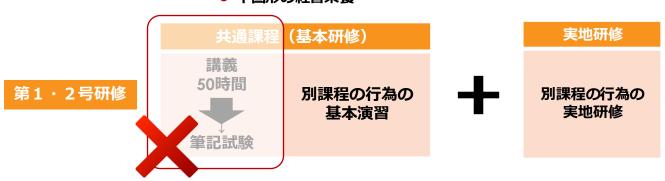


## (!) **別課程**の特定行為を追加する場合

#### 第1・2号研修

下記の行為については、**別途で研修が必要**です。基本演習が修了していることを必ず確認してください。 → 4-4

- 非侵襲的(口鼻マスク)人工呼吸器装着者への、口腔内・鼻腔内吸引
- 侵襲的(気管切開)人工呼吸器装着者への、気管カニューレ内 吸引
- 半固形の経管栄養





第1・2号研修 指導看護師のすること

指導看護師が、**評価票**を対象者ごとの 手技手順を反映して作成する

指導看護師として、必要な書類の内容 をチェック

(指示書・計画書など)

事業所が、実地研修開始に必要な 書類を整え、登録研修機関に提出

登録研修機関から、実地研修開始のお 知らせを受ける

実地研修を行い、評価する

報告書(登録研修機関向け、指示書の 医師向け)を作成する

### 第3号研修 (特定の者対象) の実地研修

#### = 現場演習・実地研修を始める前に =



### 第3号研修受講を検討する時に 知っておいてほしいこと

- ◆ 難病や障害など在宅生活をしている、対象者とのコミュニケーションなど、 対象者と介護職員等との個別的な関係性を重視して実施する場合に適して います。
- ◆ 第1・2号に比べると、比較的短い期間で研修を修了することができます。
- ◆ 追加研修を受講することで、別の方に喀痰吸引等を実施することも可能です。追加研修は、実地研修の受講で修了できます。 → 3-11
- ◆ 介護福祉士や実務者研修の<u>「医療的ケア50時間」修了者であっても、第3</u> 号研修の基本研修を省略することはできません。

### 3-1 研修の流れ

第3号研修の受講者(介護職員等)は、まず、講義・知識を確認する筆記試験・シミュレーター演習を経て、現場演習を受講します。これらを「基本研修」と言います。

その後、実地研修に入っていきます。実地研修では、実際に対象者に対して 医療的ケアを、講師(指導看護師)の指導の下で行います。

#### 実地研修 共通課程(基本研修) · □腔内吸引 ・鼻腔内吸引 現場演習 講義 シミュレー ・気管カニューレ内吸引 8時間 夕一演習 対象者の物品 ・胃ろう又は腸ろうによる と簡易シミュ 経管栄養 ノーターで手順 ・経鼻経管栄養 1時間 通り出来るよう の内 (流れを知る) になるまで実施。 利用者の 筆記試験 必要な行為

登録研修機関 (研修会場) で実施

対象者の自宅や通所先などで実施 対象者本人の事をよく知っている、訪問 看護師等が指導看護師となり実施



介護福祉士新カリキュラムや実務者研修の「医療的ケア50時間」修了者であっても、基本研修の免除はありません。 第3号研修の場合は、すべての方が基本研修から受講する必要があります。

### 3-2 シミュレーター演習と現場演習・実地研修

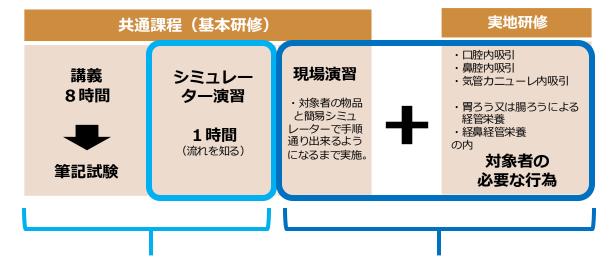
シミュレーター演習の様子

### シミュレーター演習

登録研修機関が用意する研修会場で実 施します。

研修会場で、演習講師(指導看護師) の指導の下、シミュレーターを用いて演 習します。





登録研修機関 (研修会場) で実施

対象者の自宅や通所先などで実施対象者本人の事をよく知っている、

訪問看護師等が指導看護師となり実施

### 現場演習・実地研修

現場演習と実地研修はいずれも、実際に対象者のいる現場(対象者自宅や通所先の事業所等)で行います。

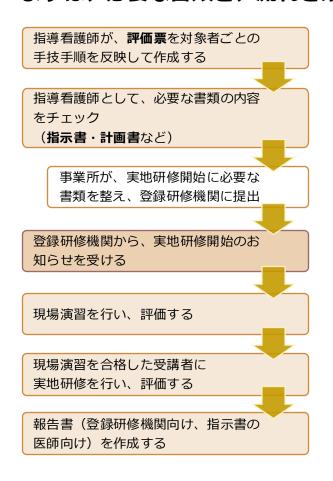
**現場演習**を事業所等で行う意味は、指導看護師や、経験のある 介護職員等が行う特定行為を見ながら、対象者ごとの手順を学ぶ ためです。<u>簡易シミュレーターを使って演習を行い</u>、そのプロセ スの評価を行います。(評価票に記入)

現場演習をしつかりやっておくと、実地研修がスムーズです。

**実地研修**は、実際の対象者に対し特定行為を行う研修です。指導看護師がそのプロセスの評価を行います。(評価票に記入)

### 3-3 現場演習・実地研修の前に行うこと

### まずは、必要な書類と、流れを確認しよう!



実地研修は、登録研修機関から、開始の 許可が出てからスタートしてください。

現場演習・実地研修開始に必要な各書類は、参考書式を登録研修機関が用意しているかと思います。わからない時は、受講する登録研修機関に尋ねましょう。



同意書や指示書に「研修」の文字が入っているでしょうか? 研修用の同意書や指示書になっているか、確認しましょう。

### 現場演習・実地研修の開始に必要な書類

- □対象者の研修同意書
- □医師からの研修指示書 ⇒ 3-5
- □実地研修計画書 ⇒ 3-6

+

■評価票 (実地研修を行う行為毎に ⇒ 3-4 必要)

現場演習・実地研修を行うために必要な書類があります。事業所の担当者から受け取り、書類が揃っているか確認してください。

また、指示内容などに間違いがないか、確認をしましょう。

次ページから、指導看護師が関与する各書類の準備のポイントやひな型・記入例などを紹介しています。



- ✓ それぞれの書類の日付、期間
- ✓ 同意書や指示書が「研修」用のものに なっているか?
- ✓ 指示書の宛先が、指導看護師 宛になっているか?

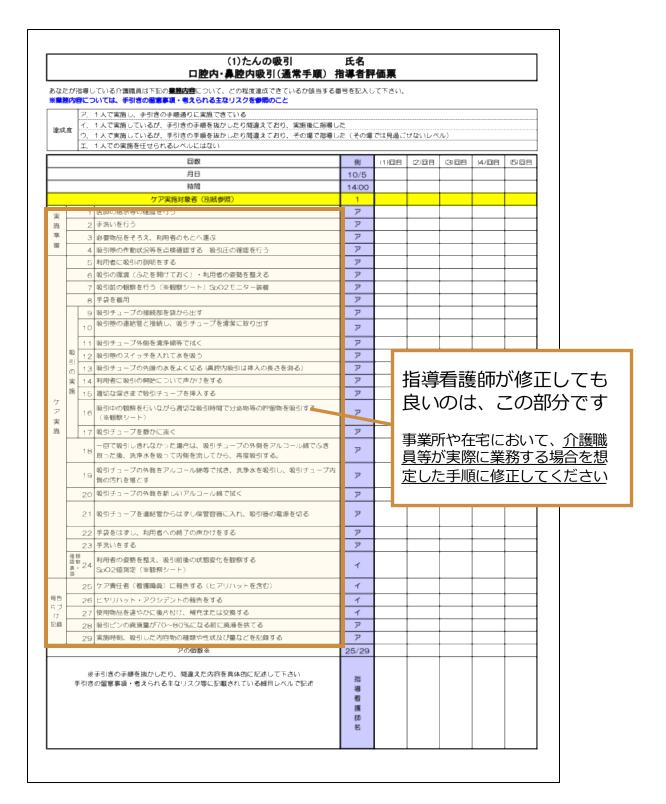


「研修時」と「運用時」で必要な書類の 種類が異なります。4-3 も併せてご覧く ださい。

### 3-4 評価票を作ろう

受講者が、手順通りに行えたどうかをチェックする「評価票」は、指導看護師が作成します。評価票は、<u>介護職員等が実際に業務する場合を想定した</u>手順を反映して、項目を作成しましょう。

第3号研修の場合は、その受講者の取得しようとしている**特定行為ごとに 評価票が必要**になります。



### 3-5 研修指示書を確認しよう



- → 指示期間は十分にとられていますか?
  - ✓ 指示書は、「研修」用のものになっていますか?
  - ✓ 指示書の宛先が、指導看護師 宛になっていますか?

#### 参考) 医師の 研修指示書 記入例

このフォームと記入例は沖縄県HPからダウンロードできます



#### 3-4 研修指示書を確認しよう



### **研修指示書の依頼には** 現状報告フォームを活用しよう!

<u>医師に指示書を依頼する場合、「現状報告フォーム」を提出する</u>ことで、医師が実際のケア内容を把握でき、指示書作成がスムーズになります。

- ◆ 現状報告フォームは、対象者のことをよく知っている看護職員が記入してください(指導看護師以外の方でも可)
- ◆ 記入した現状報告フォームを、指示書依頼と一緒に医師に提出しましょう。

#### 参考) 医師への 現状報告フォーム

このフォームは沖縄県HPからダウンロードできます

このフォームは、対象者をよく知る看 護職員が記入し、指示書依頼と一緒に、 医師に提出しましょう

		介護職員	等喀痰吸	は引等に関す	る 現状報告	年	月	日現	在	
		実習(業務) 開始	予定日		年	月		∃~	Ī	
	事業者名	事業者名称			·					
対象	氏 名			生年月日	明・大・昭・平	年	月 (	日 歳)		
者	住 所				電話(	)	_			
	実施行為種別		経管栄養		変吸引 ・ 気管カニュ る経管栄養 ・ 経鼻組 			痰吸引		
実施	施									
内容	·栄養剤名【 ·投与時間【 ·注入速度【	OOml×O回/		】 〇時·〇時)					_	
	·栄養剤名【 ·投与時間【 ·注入速度【 ·注入後白湯	OOml×O回/		】 〇時・〇時) 】	】 _Fr 、固定の長さ:	cr	n		-	
	·栄養剤名【 ·投与時間【 ·注入速度【 ·注入後白湯	OOml×O回/	日(〇時・	】 〇時・〇時) 】 サイズ: 種類:ボタン	】 _Fr 、 固定の長さ: 型・チューブ型、	cr	n		-	
令(参	·栄養剤名( ·投与時間( ·注入後事項 ·注意事項 考)	OOml×O回/ 【OOml 】	日(〇時・	】 〇時・〇時) 】 サイズ: 種類:ボタン	】 _Fr 、固定の長さ:	cr	n			
令(参	·栄養剤名【 ·投与時間【 ·注入速度【 ·注入後白湯 ·注意事項	○○ml×○回/ 【 ○○ml 】 1. 経鼻胃管 2. 胃ろう・腸ろうカ	日(〇時・	】 〇時・〇時) 】 サイズ: 種類:ボタン	】 _Fr 、 固定の長さ: 型・チューブ型、	or	POIN	• •	-	
令(参	·栄養剤名( ·投与時間( ·注入後事項 ·注意事項 考)	OOml×O回/ (OOml )  1. 経鼻胃管 2. 胃ろう・腸ろうか 3. 吸引器	日(〇時・	】 〇時・〇時) 】 サイズ: 種類: ボタン サイズ: 機種:	】 _Fr 、 固定の長さ: 型・チューブ型、	mm	POIN カニ	ユーレ		i さは、入口 を利用者ご
令(参	·栄養剤名( ·投与時間( ·注入後事項 ·注意事項 考)	○○ml×○回/ 【 ○○ml 】 1. 経鼻胃管 2. 胃ろう・腸ろうカ 3. 吸引器 4. 人工呼吸器	日(〇時・	】 〇時・〇時) 】 サイズ: 種類: ボタン サイズ: 機種:	】 _Fr 、 固定の長さ: 型・チューブ型、 Fr、om	mm	POIN カニ 出口:	ューレまでの	長さを	さは、入口 を利用者ご ましょう

### 3-6 研修計画書を作ろう

下の研修計画書は一例です。各事業所で普段使っているものがあれば、 それを「**研修**」用に変更して使ってかまいません。

この書式・記入例は、沖縄県HPからダウンロードできます

研修計画書は、介護職員等と 協働で作成します

#### 書き方

#### 喀痰吸引等研修(現場演習及び実地研修)計画書

作成者氏名	1	作	成	日	

		氏				名	生年月日
	対	要:	介護	[認]	定状	況	要支援(12) 要介護(12345)
	象	障	害	程度	[区	分	区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6
	多者	障		害		名	認知症による嚥下機能障害
基本	13	住				所	沖縄県〇〇市〇〇〇
情	事	事	業	所	名	称	〇〇〇事業所
報	業	受	講	者	氏	名	○○ ○○←当事業所の介護職員で当該研修を受講する者
	所	事業所責任者氏名			者氏	名	00 00
	指	旨導看護師氏名				名	00 00
	担	当	医	師	氏	名	00 00

				<del></del>										
	計	画	期	間	年 月 日 ~ 年 月 日 ↑研修終了期日までの日付									
	目			標	利用者に必要な特定行為を含んだ内容を記載									
	実	施	行	為	実施頻度/留意点									
	口腔	!内の喀	§痰吸	<del>]</del>										
研修実	鼻腔	!内の喀	§痰吸	<del>3</del> 1	看護師しか書けない部分									
施計画		カニュ・  痰吸引		部										
		う又は 管栄養		こよ										
	経鼻	経管栄	绘養											
	実地	可修	修了一	予定	年 月 頃←研修終了期日(要綱参照)までの日付									

#### = 現場演習 =

### 3-7 現場演習の前に準備しておくこと

現場演習では、簡易シミュレーターや水を入れたコップを対象者と見立て、 対象者が普段使用している機器等を用いて手順通り実施します。



吸引器の側面にメモリを付けておこう カニューレの長さの確認に便利です!





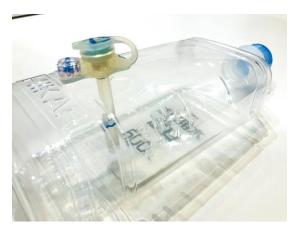
### 簡易シミュレーターを作ろう!

口腔内や鼻腔内吸引は、コップに水を入れたものでOK。

気管カニューレ・経鼻経管栄養・胃瘻は、本人の使用しているものを 交換時に取っておいて、洗浄消毒後、ペットボトル等を活用し、簡易 シミュレーターを作成してください。



ペットボトルを利用した 気管カニューレ内吸引の 簡易シミュレーター



ペットボトルを利用した 胃ろうの簡易シミュレーター

#### = 現場演習 =

### 3-8 現場演習を評価する

最初に手順の方法を、指導看護師が評価票の手順に沿って実演をします。 その後、受講生は評価表に沿って実施します。<mark>評価票への記入を忘れずに</mark>。

#### 基礎演習をしつかりやっておくと、実地研修がスムーズです。

現場演習の評価判定については、次ページで説明します。

	記	入	例 (1)たんの吸引 ロ <u>腔内・鼻腔内吸引</u> (通常手順)	氏名 指導者[	<b>沖縄</b>  価票	花子(要	講生氏	名)				
			ている介護職員は下記の <b>業務内部</b> について、どの程度達成できているか該当: <b>いては、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと</b>	<b>する番号を記入し</b>	て下さい。							
建垣	Lat	1.	<ul><li>1人で実施し、手引きの手順通りに実施できている</li><li>1人で実施しているが、手引きの手順を扱かしたり間違えており、実施後に終 1人で実施しているが、手引きの手順を扱かしたり間違えており、その場で指</li></ul>		7000	37/i	H.E	注维				
		VANNAMAN N	1人での実施を任せられるレベルにはない	TOTAL (CV)	CIOCHE		ЩА	37- -				
			月日	例		(Z)(U) B	13/14	WILLIAM	Ю/ШВ			
_	_		特間	10/5	12/2	12/3				-		
			ケア実施対象者(別紙参照)	14.00	10-00	10.00						
実		1	医師の指示等の確認を行う	ア	ア	P						
M		2	手洗いを行う	ア	P	P						
準備		_	必要物品をそろえ、利用者のもとへ進ぶ	ア	P	ア						
149	-	_	吸引器の作動状況等を点検確認する 吸引圧の確認を行う	ア	ア	ア						
		-	利用者に吸引の利明をする 吸引の環境(ふたを開けておく)・利用者の姿勢を整える	ア	ア ア	アア				-		
	$\vdash$		吸引前の観察を行う(※観察シート)SpO2モニター装着	P	7	P				-		
		$\rightarrow$	手袋を着用	ア	P	P						
		9	吸引チューブの接続部を抜から出す	ア	ア	ア						
		10	吸引器の連結管と接続し、吸引チューブを清潔に取り出す	P	P	ア	▮≢	計力	((4)	T√/Eil	のよう(	_
		11	吸引チューブ外側を清浄線等で払く	ア	P	P						
	吸	$\rightarrow$	吸引圏のスイッチを入れて水を吸う	ア	P	P		-順0	<b>)</b> —:	<b>)</b> 一	つに対し	U,
	31 0	13	吸引チューブの先備の水をよく切る (典腔内吸引は挿入の長さを消る)	ア	ア	ア	] ≣ग	加斯	主维-	<b>7</b>	<b>エ</b> で評	<b>#</b> (
	実	14	利用者に吸引の開始について声かけをする	ア	ア	ア	<b>1</b> 61	门叫召	5年,	<i>y</i>		ШU
ケ	施	15	適切な深さまで吸引チューブを挿入する	ア	ア	ア		きす				
ア実		16	吸引中の観察を行いながら適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する。 (※観察シート)	ア	ア	ア	L		ļ			
Mi	L	17	吸引チューブを静かに抜く	ア	ア	ア			-	.		
		18	一回で吸引しきれなかった場合は、吸引チューブの外側をアルコール線での: 取った後、洗浄水を吸って内側を消してから、再度吸引する。	* P	1	P						
		19	吸引チューブの外側をアルコール純等で拭き、洗浄水を吸引し、吸引チュー! 側の汚れを搭とす 	7	P	ア						
		20	吸引チューブの外側を新しハアルコール線で拭く	ア	ア	ア		-	-			
			吸引チューブを連結管からはすし保管管器に入れ、吸引器の電源を切る	ア	P	ア						
	$\vdash$	_	手袋をはずし、利用者への終了の声かけをする	ア	ア	ア				.		
	20.0	$\rightarrow$	手洗いをする	ア	ア	ア				-		
	事 日	24	利用者の姿勢を整え、吸引前後の状態変化を観察する SpO2値測定(※観察シート)	7	P	P						
20.00	_	$\rightarrow$	ケア責任者(看護職員)に報告する(ヒアリハットを含む)	1	P	P						
報告	$\vdash$	-	セヤリング・デントの報告をする 信仰後日本後のカゲー株と同日 経済年年日の集団ス	1		厚価してい	ないところ	は料線				
ける線	$\vdash$	_	使用物品を達やかに後片付け、補充または交換する 吸引ビンの廃液量が70~80%になる前に廃液を終てる	イ ア	アア	アア						
	$\vdash$	_	実施時刻、吸引した内容物の種類や性状及び量などを記録する	7	P	P						
	1		アの個数※	25/29	27/28							
	7		F引きの手順を抜かしたり、間違えた内容を具体的に記述して下さい の留意事項・考えられる主なリスク等に記載されている相目レベルで記述	22 46	厚チ 忘ュープ	流 球 板						
	1	回目	、3回目は、評価の中に「イ」があるため、成功にならない。 、4回目、5回目が、全て「ア」の評価なので成功。 情護師名は全てに記載を。	類 師 名	琉球 桜さの							



### 現場演習の評価判定について、確認しよう!

第3号研修では、対象者の必要な行為のみ実施します。(第1·2号研修 とは異なります)

評価票において、1回全ての項目がアになるまで実施します。

厚労省 H24社援発0330第43号 喀痰吸引等研修実施要綱 から要点まとめ

- 対象者がいる居宅等の現場において、対象者が使用する吸引器等を使用し、 演習シミュレーターに対して、演習指導講師が1回の実演を行う。
- 研修受講者は、対象者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーター に対して演習を実施し、演習指導講師は研修受講者に対して、観察・指導 を行う。
- 演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修(演習)評価票」を記録するとと もに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の 改善につなげる。
- 評価票の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が、「基本研修(演 習)」評価基準で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の 修了を認める。

#### 評価判定の例

	現場演習									実地研修							
																8	
口腔内吸引	×	0															
気管カニューレ内吸引	×	×	×	0													
経鼻経管栄養	×	×	0														

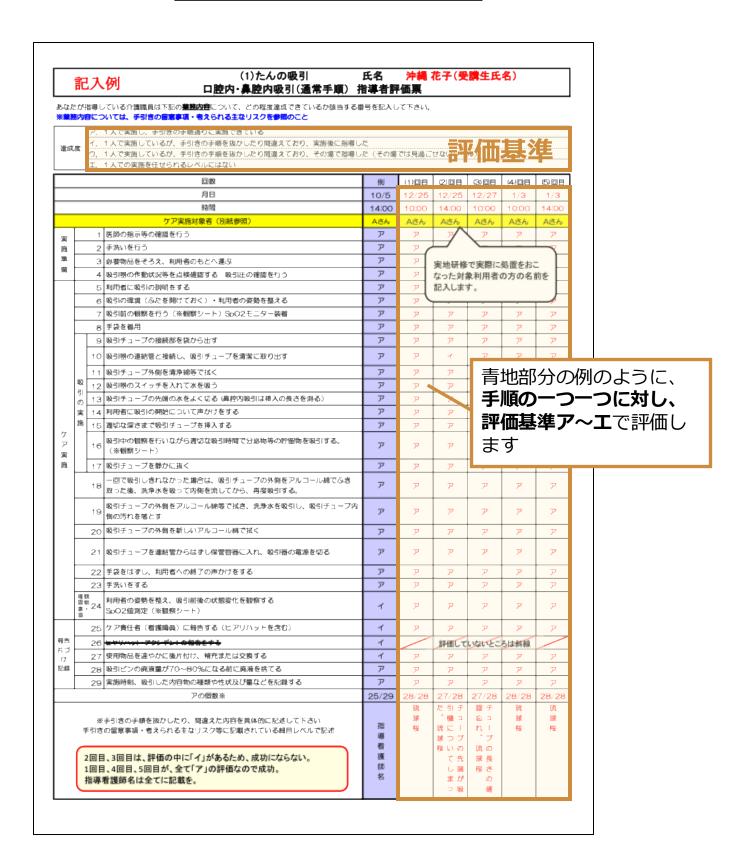
上記の例は、いずれも評価基準通 りに1回できているので、実地研 修に進むことができます。

#### = 実地研修 =

### 3-9 実地研修を評価する

作成した評価票を用いて、評価を行います。評価票は、現場演習で用いた ものと同じものを用います。

なお、実地研修の評価判定については次ページで説明します。





### 実地研修の評価判定について、確認しよう!

評価票において、連続2回全ての項目がアになるまで実施します。 終了後は、対象者本人、家族からもチェックしてもらいましょう。

厚労省 H24社援発0330第43号 喀痰吸引等研修実施要綱 から要点まとめ

- 指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変 化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医 師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導 の補助をすることも可能とする。また、指導看護師等は、実地研修の評価を行う ものとする。
- 実地研修を受けた介護職員等に対し、所定の評価票(介護職員等によるたんの) 吸引等の研修テキストに添付)を用いて評価を行う。(特定の者ごとの実施方法 を考慮した評価基準とすることができる。)
- 評価票の全ての項目についての医師又は指導看護師等の評価結果が、連続2回 「手順どおりに実施できる」となった場合に、実地研修の修了を認める。
- 「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要が ある。なお、その際、基本研修を再受講する必要は無い。

#### 評価判定の例

	現場演習									実地研修							
																8	
口腔内吸引	×	0							×	0	0						
気管カニューレ内吸引	×	×	×	0					×	0	×	×	0	0			
経鼻経管栄養	×	×	0						×	×	0	0					

上記の例は、いずれも評価基準通りに連続2回 できているので、研修修了となります。

### 3-10 評価した報告書を作成する

受講生が、合格まで達成したら、評価票に記入した評価を報告書にまとめてください。

#### 登録研修機関への研修終了の報告

評価の報告書の他、必要書類を登録研修機関に提出し、実地研修が終了したことを報告します。



登録研修機関によって、提出書類が異なります。登 録研修機関からの案内をよく確認してください。

#### 指示書をもらった医師への研修終了の報告

決まった書式はありません。訪問看護報告書などを活用する等、各事業所 で任意の方法で行ってください。



研修修了者や事業所に促すこと



### 研修を修了したら、沖縄県に「認定証」の交付申請が必要です

認定証がないと、特定行為を対象者に提供することはできません。 登録研修機関から修了証を受け取ったら、沖縄県に「認定証」の交付を申請す るよう、研修修了者に促しましょう。



### 3-11 特定行為や対象者の追加をしたい時は?

同一対象者だが別の特定行為も必要になった、あるいは別の対象者も担当することになった、といった時に、追加研修を行うことで対応が可能です。



追加研修を実施したい時も、必ず登録研修機関に申し込みを行ってください。事業所等が任意に追加研修を行うことはできません。登録特定行為事業者であっても、任意に追加研修を行うことはできません。

研修を自事業所で行うには、登録研修機関となるための申請が必要です。

#### 同一対象者だが新たな特定行為を追加する場合 対象者を追加する場合

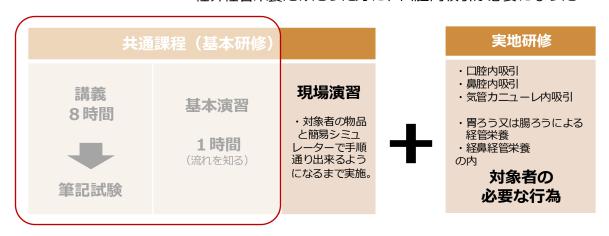




新たな特定行為を追加する場合は、現場演習も 実施して、手順を確認するようにしましょう

新たな特定行為の例)

鼻腔内吸引だけだった方に、胃ろうを追加することになった 経鼻経管栄養だけだった方に、口腔内吸引が必要になった





### 第3号研修 指導看護師のすること

指導看護師が、評価票を対象者ごとの 手技手順を反映して作成する

指導看護師として、必要な書類の内容 をチェック

(指示書・計画書など)

事業所が、実地研修開始に必要な 書類を整え、登録研修機関に提出

登録研修機関から、実地研修開始のお 知らせを受ける

現場演習を行い、評価する

現場演習を合格した受講者に 実地研修を行い、評価する

報告書(登録研修機関向け、指示書の 医師向け)を作成する



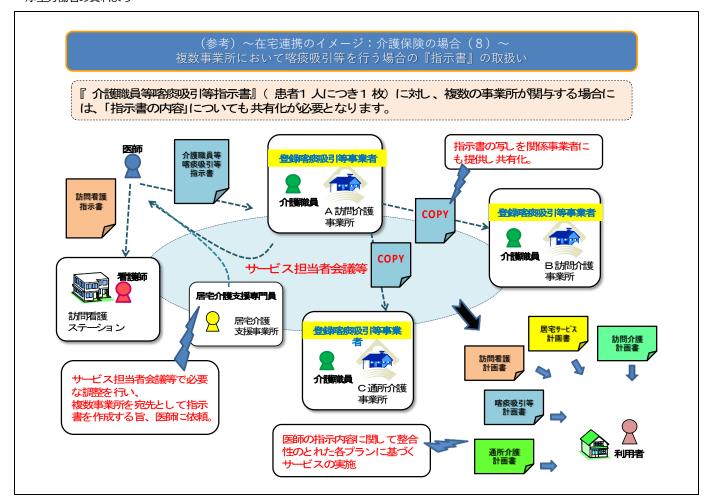
### 運用時に看護師が留意すること

介護職員等が特定行為を実施する際の注意点

### 4-1 医師の指示書の運用方法

医師指示書は、対象者1名につき1枚しか発行されません。 そのため、指示書の宛名部分は、その対象者に関与する事業所全ての 連名で発行してもらうようにし、コピー等で共有しましょう。

厚生労働省の資料より



### 4-2 医師の指示書の期限が切れていないか確認しよう

指示書には、期間を記入する欄があります。この期間が過ぎていませんか?

期限が過ぎてしまわないよう「期限の○週前になったら医師に新た に依頼する」など、事業所等でルールを設け、更新を忘れないように しましょう。



次のページで、医師の指示書における「研修用」と「運用用」の違いを具体的に説明しています。

### 4-3 「研修」と「運用」で書類はどうちがう?

### ~医師の指示書を例に~

文書名のところでも「研修用の指示書」であることを明記。
指示期間は、研修用には規制はありませんので、できるだけ長くしておくのが良いでしょう。一方、業務用は、最長6ヶ月と定められており、運用の際は期限が切れていないか、定期的に確認することが必要です。
研修用のものには、受講生の氏名を書く欄があります。

#### 研修用



#### 研修を修了したら、沖縄県に「認定証」の交付申請が必要です。

認定証がないと、特定行為を利用者に提供することはできません。 登録研修機関から修了証を受け取ったら、沖縄県に「認定証」の交 付を申請するよう、研修修了者に促しましょう。

4-4 自事業所の介護職員等が持っている資格は こまめに確認しよう ~誰が、誰に、どれができるのか?~

介護職員等の認定証について、各資格所有者が「誰に」「どんな特 **定行為**」が出来るか、こまめに確認しましょう。

特に第3号研修修了者は、「**誰に**」「**どの特定行為**」に対し、認定 を受けているか、間違えて指示を出さないよう、気をつけなければな りません。

沖縄県から発行された認定証で、しっかり確認しましょう。

#### 参考)

第1・2号研修修了者の認定証の例

参考)

第3号研修修了者の認定証の例

認定特定行為業務従事者認定証 (省令別表第一号、第二号研修修了者)

> 本籍地 氏名 牛年月日

登録年月日

登録番号

登録番号 ・口腔内吸引 特定行為種別 ・胃ろうによる経管栄養

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和42年法律第20号) 附則第3条に定める認定 特定行為業務従事者であることを証明する。

年月日

ムムム県知事 印

特定行為の種別ごとに 認定される

認定特定行為業務従事者認定証 (省令別表第三号)

> 本籍地 氏名 生年月日

登録年月日

啓録 苯巴 対象者名

○木 ×子

・口腔内吸引 特定行為程別

・胃ろうによる経管栄養

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和42年法律第20号)附則第3条に定める認定 特定行為業務従事者であることを証明する。

年月日

ムムム県知事 印

利用者と特定行為が一 緒に認定される

### 4-5 介護職員等が実施の記録をしているか確認しよう

特定行為を実施した記録を、介護記録等にきちんと記入しているかどうか、確認しましょう。介護職員等は、介護記録等に記入した記録を元に、1ヶ月に1回「実施報告書」にまとめ、指示書を記入した医師へ提出しなければなりません。これらがきちんと行われているか、看護師も気をつけましょう。

#### 参考例) 喀痰吸引等業務(特定行為業務) 実施状況報告書

この書式は沖縄県HPからダウンロードできます

—		T	d. be D	
	対	氏 名 要介護認定状況	生年月   要支援( 1 2 ) 要介護(	
	象	障害程度区分	区分1 区分2 区分3 区	
基土	者	住所		23,7 4 223,7 6 223,7 6
本情	_	事業所名称		
報	事業	担 当 者 氏 名		
	所	管理責任者氏名		
	担	当看護職員氏名		
$\overline{}$	<del>/                                      </del>	+t- +t0 BB	<i>h</i>	
-	実	施期間		年 月 日 経営栄養) 平成 年 月
	<b>実</b> (	施 日実施日に〇)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21
			22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
	実	施行為	実施結果	特記すべき事項
業	喀	口腔内の喀痰吸引		特記事項がある場合は
務実施結	痰吸	鼻腔内の喀痰吸引		
果	引	気管カニューレ内部		
		の喀痰吸引		
	経	胃ろう又は腸ろうに		
	管	よる経管栄養		
	栄	経鼻経管栄養		<b>事業所名称</b> (法人名ではあり せん)と <b>管理責任者氏名</b> を記
<b>₹</b> 100	養	10 时间115个米沙	お佐姓用について却生いたします	してください。
記	とお	り、咯痰吸引等の業務	実施結果について報告いたします。 平成 年 月 日	
			事業者名 責任者名	<b>1</b>

## ご活用ください

### 沖縄県の喀痰吸引等制度に関する「手引き」



沖縄県の喀痰吸引等制度 はじめの一歩



沖縄県の喀痰吸引等制度 登録特定行為事業者 **登録手続きの書類** 

作成の手引き



沖縄県の喀痰吸引等制度 登録特定行為事業者 **運営の手引き** 



沖縄県 喀痰吸引等研修 指導看護師 現場演習 ・実地研修の手引き



沖縄県 喀痰吸引等研修 登録研修機関のための 研修開催の手引き



沖縄県 喀痰吸引等研修登録研修機関 登録申請書類 作成のための手引き

#### 「手引き」のダウンロードはこちらから

**沖縄県HP**「介護職員等によるたん吸引等の制度について」 https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/ippanfukushi/1007891/1026792/1006837.html 沖縄県HPトップページ > 子育て・福祉・教育 > 一般福祉 > 社会福祉 > 介護職員等による喀痰吸引等の制度

#### 沖縄県の喀痰吸引等制度ポータルサイト

https://ikea.kukuruokinawa.com/

問合せ先一覧 <sub>令和6年4月~</sub>

お問	合せ事項	所管課	
	吸引等制度 全般、 特定行為業務従事者認定証 <i>の</i> 発行	生活福祉部 福祉政策課	098-866-2177
事業	介護保険法・老人福祉法上の事業所	保健医療介護部 高齢者介護課	ß 098-866-2214
系所の登	障害者総合支援法の事業所、 介護保険法と障害者総合支援法の両方にまたがる事業所	生活福祉部 障害福祉課	098-866-2190
録	上記以外の事業所、 保育所関係、幼稚園・学校関係	生活福祉部 福祉政策課	098-866-2177
登録	研修機関(喀痰吸引等研修を自事業所で開催できるようにしたい)	生活福祉部 福祉政策課	098-866-2177



研修における質問は、 受講中の登録研修機関にお問い合わせください。



こちらもご活用ください

沖縄県の喀痰吸引等制度ポータルサイト https://ikea.kukuruokinawa.com/



沖縄県の喀痰吸引等研修 **指導看護師 現場演習・実地研修の手引き** 

編集 一般社団法人 K u k u r u 発行 2024年8月(初版)

沖縄県喀痰吸引等研修推進事業により作成

\*法令、県の要綱等の情報は発行日時点のものに準拠しています。